

令和8年度以降の 守口市高齢者及び障がい者（児） 外出支援事業について

平素は本市の福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
今年度の福祉タクシー利用券を送付いたします。
変更点及び注意点をご確認の上、ご利用ください。
なお、福祉タクシー利用券の紛失した場合の再発行はできません。

変更前

大阪福祉タクシー総合配車センターに
電話予約または**FAX予約**

変更後

福祉タクシー事業者に**直接予約**
※問い合わせ先は別添の
「大阪福祉タクシー事業者一覧」を
ご確認ください

その他

高齢者割引登録証が廃止になりました

◎ 問合せ先

守口市 健康福祉部 高齢介護課
電話：06-6992-1610（直通） FAX：06-6991-2551

健康福祉部 障害福祉課
電話：06-6992-1630（直通） FAX：06-6991-2494

守口市高齢者及び障がい者（児）

外出支援事業について

予約について

◎ 予約時には、以下の内容を事業者にお伝えください。

①利用日時

②利用者のお名前

③利用区間

(例：自宅の守口市〇〇町△丁目×番□号から●●病院まで)

④片道利用か往復利用か

⑤車いす・ストレッチャーを使用するかどうか

⑥乗車人員

※このほか、状況に応じて必要な情報を予約時にお伝えください。

注意事項

◎ 利用券は、1枚あたり**1,200円**の運賃を助成します。

◎ 利用券は、片道1回の乗車につき1枚まで使用できます。
(往復利用の場合は、2枚まで可。)

それを超える場合の運賃については、実費負担となります。

◎ ご利用運賃は別紙「運賃一覧表」をご確認ください。事業者によって運賃が異なりますので、予約時にご確認ください。

◎ 利用券には、予め券面に必要事項（利用日時、受給者氏名）を記載したうえで、乗務員に提出してください。

また、身体障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、ご提示ください。

◎ 運賃は、出発地到着時点からカウントされます。

予約時間にスムーズに乗車できるよう、事前準備をお願いします。

◎ 当日配車後にキャンセルした場合、キャンセル料が発生することがあります。

◎ 当日、乗務員による自宅内での介助が必要な場合、別途介助料が発生する可能性があります。

◎ 利用券を交付されている方が、

・ **転出された場合**や**対象者要件を満たさなくなった場合**

・ **当事業を利用する必要がなくなった場合**

利用券の交付対象外になりますので、必ず**表面〈問合わせ先〉**までご連絡ください。